破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２６年（フ）第６９５号

札幌市中央区南14条西１丁目２番18―406号、開始決定時の住所札幌市中央区南３条東２丁目10番地１　リビオ大通303号

破産者　枝並　誠治

1　破産債権の届出期間　平成26年11月12日まで

2　一般調査期間　平成26年12月10日から平成26年12月24日まで

平成26年10月22日

札幌地方裁判所民事第４部

破産管財人変更

平成２６年（フ）第１３５号

青森市富田１丁目23番７号

破産者　小田修二郎

破産管財人　米塚　　甲が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。

新破産管財人　弁護士　田村　　良

平成26年10月20日

青森地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２１１号

青森市古川３丁目21番７号

破産者　藤沢　　孝

破産管財人　米塚　　甲が死亡したので、次の者を破産管財人に選任した。

新破産管財人　弁護士　田村　　良

平成26年10月20日

青森地方裁判所第２民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１４８号

宮崎県延岡市祝子町2987番地15、開始決定時の住所宮崎県延岡市山下町３丁目４番地６山下ハウス102

破産者　前田　英明

異議申述期間　平成26年12月24日まで

平成26年10月23日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０９号

岡山県総社市中央６丁目15番地107

破産者　池上　雅己

免責意見申述期間　平成26年12月19日まで

平成26年10月21日

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第８号

秋田県横手市清川町10番４号

清算株式会社　株式会社Ｇ．Ｓ．Ｔ

1　決定年月日　平成26年10月21日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

秋田地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第４号

新潟県三条市土場６番48号

清算株式会社　株式会社ワイエイチ

代表清算人　相沢　秀雄

1　決定年月日　平成26年10月21日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　協定の対象となる債権

⑴　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対し特別清算開始決定日（以下「開始決定日」という。）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。

⑵　弁済の場所及び端数の処理

ア　本協定に基づく弁済は、債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、債権者の負担とする。

イ　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入する。

⑶　債権の合算

本協定による弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。

2　議決権額

本協定案の決議において議決権額として取り扱う債権額は、特別清算開始決定日を基準日として、同日時点における債権額とする。

3　弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者の特別清算債権について債権額により按分した配当額を、本協定の認可の決定が確定した日から50日以内に弁済する。

4　追加弁済

⑴　前記３の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、開始決定日における特別清算債権の額の割合に応じて弁済する。

⑵　各協定債権者は、５の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で、効力を失うものとする。

5　債務免除等

各債権者は、３及び４の規定による弁済を受けた時に、清算株式会社に対し、開始決定日における特別清算債権の額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

以上

新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（ヒ）第６号

長野県上田市材木町２丁目９番４号

清算株式会社　株式会社クレアール

代表清算人　菊原　敬三

1　決定年月日　平成26年10月22日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

1　利息・遅延損害金の免除

清算株式会社は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定の認可決定確定時に全額免除を受ける。

2　定義

一般債権とは、協定債権のうち、利息債権及び遅延損害金請求権以外の債権（元本債権）をいう。

3　一般債権の弁済及び免除

⑴　基本弁済及び免除

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、一般債権の0.72％を弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。

⑵　追加弁済

⑴に基づく弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定者の一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、⑴に基づく免除は、新たになされた弁済を限度として⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。

長野地方裁判所上田支部

再生手続開始

平成２６年（再）第１号

埼玉県入間市宮寺368番地

再生債務者　株式会社大生技建

代表者代表取締役　木村　邦彦

1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年11月19日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成26年12月24日から平成27年１月14日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再）第２号

埼玉県入間市宮寺2763番地７

再生債務者　株式会社ホームプラン

代表者代表取締役　桑原　達成

1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年11月19日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成26年12月24日から平成27年１月14日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再）第１号

愛媛県松山市堀江町甲1470番地１

再生債務者　株式会社エスイー

1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年12月18日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成27年２月２日から平成27年２月16日まで

松山地方裁判所民事部